

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会 議 案

と き 令和 7 年 3 月 2 1 日
午後 3 時 3 0 分
ところ 生涯学習センターぱろろ
3 階会議室

1 開 会 宣 言

2 委員の出席報告

3 会議録署名委員の指名

4 前回会議録の確認

5 教育長一般行政報告

6 内 容

報告第 3 号	令和 7 年度学校教職員人事異動について
報告第 4 号	令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 1 号）について
報告第 5 号	令和 7 年度小中学校就学予定児童生徒数について
議案第 3 号	南幌町立小学校における少人数学級の編制に関する規則の一部を改正する規則制定について
議案第 4 号	南幌町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則制定について
議案第 5 号	南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
議案第 6 号	南幌町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について
議案第 7 号	南幌町小中一貫教育検討委員会設置要綱の全部を改正する告示制定について
議案第 8 号	南幌町英語検定料等補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について
議案第 9 号	中学校の部活動（全道・全国）大会出場費助成要綱の一部を改正する告示制定について
議案第 1 0 号	南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について
議案第 1 1 号	学校給食費の改定について
議案第 1 2 号	南幌町いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
議案第 1 3 号	南幌町スポーツ推進委員の委嘱について
議案第 1 4 号	南幌町社会教育審議会委員の委嘱について
議案第 1 5 号	南幌町地域学校協働活動推進員の委嘱について
議案第 1 6 号	南幌町学校給食運営委員会委員の委嘱について

そ の 他

7 そ の 他

教育委員会行事予定について
次回教育委員会の開催日程について

8 閉 会

教育長一般行政報告

令和7年2月14日～令和7年3月20日

[illegible]

報告第3号

令和7年度学校教職員人事異動について

令和7年度学校教職員人事異動について、次のとおり報告する。

記

報告第4号

令和6年度一般会計補正予算（第11号）について

令和6年度一般会計補正予算（第11号）について、次のとおり報告する。

記

報告第5号

令和7年度小中学校就学予定児童生徒数について

令和7年度小中学校就学予定児童生徒数について、次のとおり報告する。

記

就学予定児童生徒数

南幌小学校 80名

南幌中学校 46名

学級・学年別就学予定児童生徒数

	児童 生徒数	普通 学級	特別支 援学級	知的	肢 体	病 弱	弱 視	難 聴	言 語	情 緒
小学校	381	349	32	11	0	1	1	1	1	17
1 学年	80	72	8	2	0	1	1	0	0	4
2 学年	64	62	2	0	0	0	0	1	0	1
3 学年	57	51	6	1	0	0	0	0	1	4
4 学年	66	61	5	2	0	0	0	0	0	3
5 学年	58	51	7	5	0	0	0	0	0	2
6 学年	56	52	4	1	0	0	0	0	0	3
中学校	145	134	11	2	1	1	0	0	0	7
1 学年	46	39	7	1	1	0	0	0	0	5
2 学年	55	54	1	0	0	1	0	0	0	0
3 学年	44	41	3	1	0	0	0	0	0	2

議案第 3 号

南幌町立小学校における少人数学級の編制に関する規則の一部を
改正する規則制定について

南幌町立小学校における少人数学級の編制に関する規則（平成 29 年南幌町
教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 21 日提出
南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

南幌町立小学校における少人数学級の編制に関する規則の一部を
改正する規則

南幌町立小学校における少人数学級の編制に関する規則（平成29年南幌町
教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「南幌町立小学校」を「南幌町立学校」に改める。

第1条中「南幌町立小学校」を「南幌町立学校」に改める。

第2条中「児童」の次に「又は生徒」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

適正規模である2学級を維持するため、中学校に少人数学級を導入するにあたり、本案を提案するものである。

議案第4号

南幌町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則制定について

南幌町招致外国青年任用規則（令和2年南幌町教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月21日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

南幌町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

南幌町招致外国青年任用規則（令和２年南幌町教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「２８万円」を「３３万５千円」に、「３０万円」を「３４万５千円」に、「３２万５千円」を「３５万５千円」に、「３３万円」を「３６万円」に改める。

第１３条第１項第１１号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子」に、「看護をするため」を「看護等のため」に、「（養育する子が複数の場合にあつては、１０日とする。）」を「（その養育する９歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が複数の場合にあつては、１０日）」に改める。

第１３条第１項第２１号中「一の年の７月から９月までの期間」の次に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる参加者にあつては、一の年の６月から１０月までの期間）」を追加する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

近年の社会経済情勢の変化等を踏まえ、より一層のＪＥＴプログラムの活用を図ること、育児介護休業法等の一部改正により、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本案を提案するものである。

議案第 5 号

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する
規則制定について

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則（平成 2 5 年南幌町教育
委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例施行規則（平成25年南幌町教育
委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条関係）を次のように改める。

別表（第4条関係）

市町村	高等学校等	補助金額 ①区分	補助金額 ②区分
南幌町	南幌養護（高等部）	3,700円	5,000円
長沼町	長沼	3,600円	3,600円
栗山町	栗山	6,000円	6,000円
江別市	江別	8,800円	9,400円
	野幌	12,000円	12,000円
	とわの森三愛	10,200円	9,100円
	大麻	12,000円	9,200円
	立命館慶祥	12,000円	12,000円
北広島市	北広島	7,500円	4,100円
	北広島西	9,700円	6,800円
	札幌日本大学	10,800円	7,100円
	白樺高等養護	12,000円	9,700円
	札幌養護共栄分校 （高等部）	7,500円	4,100円
岩見沢市	岩見沢市内全て	12,000円	12,000円
恵庭市	恵庭市内全て	12,000円	7,900円
千歳市	千歳市内全て	12,000円	9,000円
札幌市	札幌東商業	10,700円	7,800円
	上記以外	12,000円	12,000円
上記以外		12,000円	12,000円

備考

- 1 ①区分：②区分以外とする。なお、南幌養護（高等部）通学者は市街地区（職員等の旅費に関する条例（令和7年南幌町条例第8号）に基づく車賃の支払い対象区域外）を対象外とする。
- 2 ②区分：8区（12号より西側）、10区、11区、12区、稲穂とする。
なお、南幌養護（高等部）通学者は11区、12区、稲穂とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

補助金の額の上限引き上げに伴い、本案を提案するものである。

議案第 6 号

南幌町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

南幌町立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成 17 年南幌町教育委員会規則第 6 号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

南幌町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南幌町立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成 17 年南幌町教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表南幌中学校の項を次のように改める。

南幌中学校	体育館	平日	17 : 00～21 : 00
		土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日・学年始休業日・開校記念日・夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日	9 : 00～21 : 00

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

スポーツ活動の機会を拡充し、地域住民のコミュニティづくりに寄与するため、本案を提出するものである。

議案第 7 号

南幌町小中一貫教育検討委員会設置要綱の全部を改正する告示制定について

南幌町小中一貫教育検討委員会設置要綱(令和 3 年南幌町教育委員会告示第 7 号)の全部を改正する告示を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

南幌町小中一貫教育検討委員会設置要綱の全部を改正する告示

南幌町小中一貫教育検討委員会設置要綱（令和3年教育委員会告示第7号）の全部を次のように改正する。

南幌町小中一貫教育推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 南幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、南幌町立学校における義務教育9年間の、より系統的かつ継続的な指導体制（以下「小中一貫教育」という。）を構築し、小中学校の協働・連携による学びの連続性や児童生徒の社会性・自己有用感の育成など、教育効果・教育環境の向上に対応するため、南幌町小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 推進委員会は次に掲げる事項について年度ごとに進捗状況を把握し検証を行い、その内容を教育委員会に報告するものとする。

- （1） 小中一貫教育の基本計画に関すること。
- （2） 小中一貫教育の指導体制及び教育環境に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係り教育委員会が必要と認める事項。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって構成し、教育委員会が任命する。

- （1） 各町立学校の学校長
- （2） 各町立学校の教頭
- （3） 各町立学校の教務・事務担当、生徒指導担当、研修・情報担当、保健・体育担当
- （4） 南幌町教育研究協議会の副会長、事務局長、研究推進委員長
- （5） 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（委員長等）

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は生涯学習課に置き、推進委員会の庶務は事務局が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

令和7年度より小中一貫教育を本格実施するにあたり、本案を提案するものである。

議案第 8 号

南幌町英語検定料等補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について

南幌町英語検定料等補助金交付要綱（令和 4 年南幌町教育委員会告示第 1 号）
の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

南幌町英語検定料等補助金交付要綱の一部を改正する告示

南幌町英語検定料等補助金交付要綱（令和４年南幌町教育委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、年度内において１回とする」を「、各英語検定等において年度内１回とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定については、各級１回を限度とし交付する。

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

英語力の底上げにつながる制度拡充を行うにあたり、本案を提案するものである。

議案第 9 号

中学校の部活動（全道・全国）大会出場費助成要綱の一部を改正する
告示制定について

中学校の部活動（全道・全国）大会出場費助成要綱（平成 12 年南幌町要綱）の
一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 21 日提出
南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

中学校の部活動（全道・全国）大会出場費助成要綱の一部を改正する
告示

中学校の部活動（全道・全国）大会出場費助成要綱（平成12年南幌町要綱）の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道中学校体育連盟等が主催若しくは後援する」を「北海道中学校体育連盟が主催する」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

助成対象を中学校体育連盟のみの大会とするため、本案を提案するものである。

議案第10号

南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付要綱の一部
を改正する告示制定について

南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付要綱（令和4年南幌町
教育委員会告示第3号）の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和7年3月21日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付要綱の一部を改正
する告示

南幌町子ども文化・スポーツ全道大会等補助金交付要綱（令和４年南幌町教育委員会告示第３号）の一部を次のように改正する。

第３条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、同条第１号中「及び全日本文化団体連合会」を削り、同号を同条第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

（１） 中学校体育連盟及び中学校文化連盟

第４条第２項を次のように改める。

- ２ 監督等については、単なる引率ではなく、指導者登録がされており、現に指揮・監督できる者をいい、南幌町に在住する選手の数が１０名以内の場合は１名、１１名以上の場合については２名まで認める。ただし、指導料を徴収している者は除く。

第４条に次の１項を加える。

- ３ 補助金の額に百円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てた額とする。

第９条を第１１条とし、第６条から第８条までを２条ずつ繰り下げる。

第５条第１項中「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改め、同条を第７条とし、第４条の次に次の２条を加える。

（補助対象経費に係る特例措置）

第５条 前条の規定にかかわらず、第３条第１号に規定する団体が主催する大会に出場する場合の補助対象経費等は、次のとおりとする。

- （１） 前条第２項の規定による監督等は、選手数によらず２名以内とし、外部指導者も認めるものとする。ただし、外部指導者については、学校における部活動等において外部指導者として登録を行い、かつ、当該学校の校長が必要と認める者である。
 - （２） 町バスを利用する場合、交通費及び宿泊する運転手の宿泊費は全額を補助対象とする。
- ２ 第３条第１号に規定する団体が主催する大会及び南幌町スポーツ少年団に

係る監督等は、第2条に定める住所要件の適用を除外するものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該大会出場決定後、速やかに教育委員会への報告の上、事業計画書、予算書等について協議するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

対象経費	基 準	摘 要
交通費	最も経済的な方法とし、職員等の旅費に関する条例(令和7年南幌町条例第8号)により算定する交通費の例により算出した額の3分の2の額とする。	①片道100km以上の場合、高速道路料金を含めることができる。 ②駐車場の料金は交通費の対象経費としない。 ③町バス等を利用する場合の対象経費は、ガソリン代及び高速道路料金の実費額の3分の2とする。 ④車輛借上料は、実情により必要があると認めた場合にのみ対象経費とし、その実費額の3分の2とする。
宿泊費	1人1泊につき全道大会7,000円以内とし、全国大会については12,000円以内とする。ただし、宿泊費の算定は、宿泊費と実費とを比較していずれか少ない経費を補助対象経費の上限とする。	①宿泊費が対象経費となる条件は、開催場所が片道100km以上の場合とする。 ②宿泊日は、大会前日から大会当日までを対象とする。敗退等で参加日程が終了した場合は、終了した日以後の宿泊費は対象としない。 ③団体戦が終了後、個人戦のために全員が引き続き宿泊するような場合は、団体戦終了後の個人戦出場者以外の宿泊費は、補助対象経費に含まない。 ④宿泊キャンセル料金については対象としない。 ⑤宿泊費は、宿泊代（素泊料）

		と食事代がセット料金の場合は、当該セット料金（ただし、1泊当り1泊2食分まで）を基準とし、外食の場合の食事代は、補助対象経費に含まないものとする。 ⑥全国大会が道内で開催の場合は、全国大会の基準に準ずる。 ⑦東日本大会など、北海道より広範囲を参加対象としているが、全国規模ではない大会（エリア大会）は、全道大会の基準に準じる。 ⑧南北海道及び北北海道大会については補助対象とし、全道大会の基準に準ずる。
大会参加料	全額補助とする。	①団体競技及び複数人で参加する競技の大会参加料について、町外の者を含む場合は、町内の人数を全体の人数で除した値に大会参加料を乗じた額を補助対象経費とする。
必要経費	町長が特に必要と認めるものに限り、その経費を補助する。	

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

事業の見直しにより、本案を提案するものである。

議案第 11 号

学校給食費の改定について

令和 7 年度からの学校給食費改定について、南幌町立学校給食センター管理規則第 11 条の規定に基づき、議決を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

提案理由

南幌町学校給食運営委員会からの答申に基づき、給食費を改定するため、本案を提出するものである。

議案第 12 号

南幌町いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

次の者を南幌町いじめ問題専門委員会委員に委嘱したいので、南幌町いじめ問題専門委員会条例（平成 27 年南幌町条例第 2 号）第 3 条第 2 項に基づき教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

候補者名	別紙候補者名簿のとおり
委嘱期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

委員の任期満了に伴い、本案を提案するものである。

南幌町いじめ問題専門委員会委員 候補者名簿

職 名 等	氏 名	備 考
弁護士	堀 井 雄 三	新任
スクールカウンセラー	渡 辺 千 鶴	新任
学識経験者 (教育・心理)	石 垣 則 昭	新任
学識経験者 (学校退職者)	上 西 卓 也	再任

議案第 13 号

南幌町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者を南幌町スポーツ推進委員に委嘱したいので、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条及び南幌町スポーツ推進委員に関する規則（昭和54年教育委員会規則第2号）に基づき教育委員会の同意を求める。

令和7年3月21日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

候補者名	別紙候補者名簿のとおり
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
委員数	8名

提案理由

委員の委嘱期間満了に伴い、本案を提案するものである。

南幌町スポーツ推進委員候補者名簿

(任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

氏 名	住 所	職 業 等	再・新
中 村 収 一	緑町3丁目		再 (22)
松 原 有希子	緑町6丁目		再 (16)
白 倉 崇 史	南14線西7番地	農 業	再 (12)
米 田 千 紗	元町2丁目	看護師	再 (10)
高 橋 清 絵	稲穂3丁目	会社員	再 (8)
増 田 和 樹	南9線西11番地	農 業	再 (4)
村 上 史 純	緑町3丁目	会社経営	再 (2)
菊 地 七 海	北町4丁目	会社員	新

議案第14号

南幌町社会教育審議会委員の委嘱について

次の者を南幌町社会教育審議会委員に委嘱したいので、南幌町社会教育審議会条例（平成14年南幌町条例第7号）第3条第2項に基づき教育委員会の同意を求める。

令和7年3月21日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

候補者名 別紙候補者名簿のとおり

委嘱期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

提案理由

委員の退任に伴い、新たに委員を委嘱したく本案を提案するものである。

南幌町社会教育審議会委員候補者名簿

令和7年4月1日～令和8年3月31日

部会区分	氏 名	住 所	職業等	選出区分
社会教育部会	竹 内 結 美	栄町3丁目	中学校長	学校教育関係者 (校長会代表)

議案第 15 号

南幌町地域学校協働活動推進員の委嘱について

次の者を南幌町地域学校協働活動推進員に委嘱したいので、南幌町地域学校協働本部設置要綱第9条に基づき教育委員会の同意を求める。

令和7年3月21日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

候補者名 別紙候補者名簿のとおり

委嘱期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

提案理由

委員の退任に伴い、新たに推進員を委嘱したく本案を提案するものである。

南幌町地域学校協働本部 地域学校協働活動推進員候補者名簿

令和7年4月1日～令和8年3月31日

役 職	氏 名	住 所
地域学校協働活動推進員	たけ 竹 うち 内 ゆ 結 み 美	栄町3丁目

議案第16号

南幌町学校給食運営委員会委員の委嘱について

次の者を南幌町学校給食運営委員会委員に委嘱したいので、南幌町立学校給食センター管理規則（昭和58年教育委員会規則第4号）第5条に基づき教育委員会の同意を求める。

令和7年3月21日提出

南幌町教育委員会教育長 西 田 篤 人

記

候補者名	別紙候補者名簿のとおり
委嘱期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

提案理由

委員の委嘱期間満了に伴い、本案を提案するものである。

南幌町学校給食運営委員会委員候補者名簿

(任期:令和7年4月1日～令和8年3月31日)

区分		氏名	住所	役職等	再・新
小中学校保護者	1	ニシザワ ケンジ 西澤 賢治	美園1丁目	南幌小学校保護者	再
	2	フタナベ レイコ 渡邊 礼子	南16西16	南幌小学校保護者	再
	3	イトウ エリ 伊藤 絵莉	稲穂1丁目	南幌中学校保護者	新
	4	マエダ ヨウスケ 前田 洋佑	美園4丁目	南幌中学校保護者	再
学識経験者	5	ヒンクルマン ユミ 由美	江別市	学校薬剤師	再

教育委員会 4 月行事予定表

(学校教育係・給食センター)

日	行 事 内 容	時間	場 所	日	行 事 内 容	時間	場 所
1 火	辞令交付式・町長訓示 事務局職員辞令交付式・教育長訓示	9:00 上記終了後	役場 教育長室	17 木			
2 水	教職員辞令交付式 臨時校長・教頭会議	13:30 14:00	ぼろろ ぼろろ	18 金			
3 木				19 土			
4 金				20 日			
5 土				21 月			
6 日				22 火			
7 月	中学校入学式	13:30	南幌中学校	23 水			
8 火	小学校入学式	10:30	南幌小学校	24 木			
9 水	南幌養護学校小中学部入学式 南幌養護学校高等部入学式 定例校長・教頭会議	9:35 13:35 15:00	南幌養護学校 南幌養護学校 南幌小学校	25 金			
10 木				26 土			
11 金				27 日			
12 土				28 月			
13 日				29 火	昭和の日		
14 月				30 水			
15 火							
16 水							

令和7年度 社会教育事業日程表【4月】									
日	曜日	事業名等	時間	場所	日	曜日	事業名等	時間	場所
1	火				17	木	南幌町子ども会総会	17:30~19:00	ぼろろ
2	水				18	金	ブックスタートプラス	12:40~	南幌小学校
3	木				19	土	少年団フェスティバル	10:00~12:00	スポーツセンター
4	金				20	日			
5	土				21	月	骨盤体操 エクササイズ教室	14:00~15:00 19:20~20:20	スポーツセンター スポーツセンター
6	日				22	火	ブックスタート	10:00~11:00	あいくる
7	月	南幌町子ども会リーダー募集開始 ~17日			23	水	さわやかカレッジ開講式 ソフトエアロ&ストレッチ	9:00~12:00 10:00~11:10	ぼろろ スポーツセンター
8	火				24	木			
9	水	空知地区地域子ども会育成連絡協議会総会 南空知親睦かるた大会運営協議	14:00~15:00 15:00~17:00	ぼろろ ぼろろ	25	金	令和7年度(2025年度)北海道図書館読書推進協議会総会	14:15~17:15	札幌市中央図書館
10	木				26	土	子どもリーダー開講式	9:00~12:00	ぼろろ
11	金				27	日			
12	土				28	月			
13	日				29	火			
14	月	骨盤体操 エクササイズ教室	14:00~15:00 19:20~20:20	スポーツセンター スポーツセンター	30	水			
15	火	4町合同リーダー研修会第1回担当者会議 ふるさと南幌みらい塾運営委員会	9:00~12:00 14:00~15:00	長沼町 ぼろろ					
16	水	ソフトエアロ&ストレッチ	10:00~11:10	スポーツセンター					